

国都調第 1 号  
令和 3 年 5 月 27 日

各都道府県知事 殿

国土交通省都市局長  
(公 印 省 略)

### 都市計画基礎調査実施要領の見直しについて

都市計画法第 6 条に基づく都市計画基礎調査については、「都市計画基礎調査実施要領」（平成 31 年 3 月 26 日付け国都調第 17 号国土交通省都市局長）により、調査項目や内容の目安を定めてきたところであるが、今般、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 43 号）等の施行を踏まえ、所要の見直しを行ったので通知する。

なお、実施要領は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものであり、各都道府県におかれては、今後の都市計画基礎調査の実施にあたっての参考としていただきたい。

都道府県におかれては、貴管内市区町村に対して、本要領を周知願いたい。

また、本要領は、国土交通省のホームページに掲載されているので、適宜ご活用いただきたい。